### 別紙

答申第102号

答 申

#### 1 審査会の結論

島根県知事(以下「実施機関」という)が本件異議申立ての対象となった公文書に おいて非公開とした部分のうち、別表1に掲げる部分を除き公開すべきである。

## 2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成26年4月20日に本件異議申立人より島根県情報公開条例(平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。
- (2)本件公文書公開請求の内容は、「2010年の動物病院獣医師の法令違反の疑いに関するすべての資料」である。
- (3) この請求に対して、実施機関は、平成26年5月7日付けで次のような決定を行った。

## ア 対象公文書

A動物病院に関する事項 電話録取2件及び復命書1件

B動物病院及びC動物病院に関する事項 電話録取5件及び復命書2件

#### イ 決定内容

部分公開

- ウ 公開しない部分
  - ①記載内容中の個人の氏名、電話番号、やりとりの内容
  - ②記載内容中の法人の名称、住所、やりとりの内容
- エ 公開しない理由
  - ①島根県情報公開条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって特定の個人が識別される若しくは識別されうるため。また、当該情報は例外的に公開しなければならないとした同号ただし書きには該当しない。

- ②島根県情報公開条例第7条第3号に該当 真偽が明らかではなく、当該法人の社会的信用、評価等が損なわれるなど当該 法人の正当な権利利益を害すると認められるため。
- (4) この決定に対して、異議申立人は、本件公文書の部分公開決定を不服として平成 26年6月16日に異議申立てを行った。
- (5) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、平成26年6月27日付けで当審査会に諮問書を提出した。

#### 3 異議申立人の主張

- (1) 異議申立ての趣旨
  - 本件対象公文書の部分公開決定を取り消し、全公開を求める。
- (2) 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書及び意見書による主張の要旨は次のとおりである。

- ア 条例第1条の県民に説明する責務を全うするため公開しなければならない情報、第7条第2号の個人に関する情報であっても例外的に公開しなければならない情報、公務員の職務遂行情報に当たるものである。
- イ 条例第7条の非公開情報には該当しない。本件は実施機関の条例第12条(公開 決定等の期限)違反のため通知が非常に遅滞した。条例違反を犯すものにこの条 例の正しい解釈などできるはずもなく、即刻開示すべきである。
- ウ 実施機関は、非公開理由説明書において「獣医師に関する法令違反の疑義照会 について、両者から確認した情報を獣医師法に照らしあわせた結果、上記に該当 する違反の事実はなく」と主張するが漠然としている。日本獣医師会の獣医師倫 理規定によれば、この獣医の行為は全く正当な理由に値しない。先の倫理規定と 獣医師法は違う解釈なのか。
- エ 公文書は公務員の職務が法令に基づき公正に遂行されたかを合理的に説明せねばならず、実施機関は、内部文書に沿って獣医師法違反がないと判断したというならその正当性を証明するために内部文書も公文書として公開しきちんと説明すべきである。獣医師法違反があったかどうかの実施機関の判断が明らかにされているはずの公文書を公開請求しているのである。

#### 4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書及び補足説明資料による主張の要旨は次のとおりである。

- (1) 個人を識別できる情報の他に個人を識別することはできないが特定の個人の人格 等と密接に関連する情報が含まれており、これらに該当する部分は条例第7条第2 号に該当する。
- (2)公文書に記載されている情報は、公務員の職務遂行情報にあたるとしても、個人に関する情報であって特定の個人が識別される若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害する恐れがあるため条例第7条第2号に該当する。
- (3) 獣医師法では、第8条第2項の規定により、獣医師が①獣医師法第19条に規定する応召の義務(診療を拒んではならない)に違反したとき、②獣医師法第22条に規定する届出義務に違反したとき、③獣医師法第5条に規定する要件に該当するとき、④獣医師としての品位を損じるような行為をしたときは、農林水産大臣が免許を取り消し、又は一定の期間を限ってその業務の停止を命じることができる。また、この規定に基づく処分が行われた場合は農林水産省が公表するため、この情報はホームページ等を通じて広く一般の方が知り得るものである。

一方、本件では、獣医師の法令違反の疑義照会について、両者から確認した情報を獣医師法に照らし合わせた結果、上記に該当するような法令違反の事実はなく、公表するものではない。法令違反に該当しない本件の情報は、疑義対象者に対して、法人として事業を営む上で、競争上の不利益を与えるだけでなく、社会的信用、社会的評価を失墜させる恐れがあるため、この事実の内容が分かる部分については条例第7条第3号に該当する。

### 5 審査会の判断

#### (1)条例の基本的な考え方

条例の目的は次の点にある。

地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図ることによって、県民に説明する責務を全うし、また、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

## (2) 本件対象公文書

本件対象公文書は、実施機関が平成22年6月から同年8月にかけて動物病院の診療拒否及びカルテ開示拒否について獣医師法違反ではないかとの疑義照会を受けた際に疑義照会者とやりとりをした電話の内容(「電話録取」)と疑義対象となった動物病院へ管轄する家畜保健衛生所の職員が聞き取りをした内容(「復命書」)である。なお、実施機関と国がやり取りした電話の内容(「電話録取」)については、全て公開されている。

#### (3)条例第7条第2号について

本号は、基本的人権を尊重し個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを 最大限に保護するため、個人に関する情報は非公開とすることを定めたものである。 また、個人のプライバシーの概念は抽象的でありその具体的な内容や保護すべき 範囲が明確でなく、規定することは困難性が伴うことから、広く個人に関する情報 について、特定の個人が識別され若しくは識別され得る情報は非公開とすること、 また、個人識別性がない場合でもなお個人の正当な利益を害するおそれのある情報 については、公開できないものであることを定めたものである。

以下、該当の非公開部分について本号該当性を検討する。

ア 特定の個人が識別され、若しくは識別されうるもの

公文書に記載されている公務員等(条例第7条第2項ウで規定する者をいう。以下同じ。)以外の個人の「氏名」、「電話番号」等の別表1で掲げる個人に関する情報は、いずれも特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であるため条例第7条第2号本文に該当する。

イ 特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権 利利益を害するおそれがあるもの

(ア) 実施機関は、原決定において、記載内容中の個人の氏名、電話番号、やりとりの内容について個人に関する情報であって特定の個人が識別され若しくは識別されるるため条例第7条第2号に該当し、非公開と主張している。また、非公開理由説明書において、個人を識別できる情報の他に個人を識別することはできないが特定の個人の人格等と密接に関連する情報が含まれており、これらに該当する部分を非公開情報に当たると判断したと主張している。

具体的にどの情報が「特定の個人の人格等と密接に関連する情報」であるのか

については、明らかにされていなかったため、当審査会は、実施機関に「特定の個人の人格等と密接に関連する情報」がどの情報であるのか補足説明を求めた。

実施機関は補足説明資料において、公文書に記載された内容のうち、別表2に 掲げる部分について、個人を識別することはできないが特定の個人の人格等と密 接に関連する情報が含まれており、条例第7条第2号に該当し非公開とする旨主 張している。

- (イ) 「特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、未発表の著作物のように特定の個人が識別されないように氏名等が除かれていても、公開することにより個人の財産権その他正当な利益を害するおそれがあるような情報や、医療機関のカルテ、反省文などのように個人の人格に密接に関連する通常他人に知られたくない情報、いわゆるセンシティブ情報をいう。
- (ウ) 本審査会で見分したところ、別表2に掲げる部分には県担当者の考え、県担当者の行動や動物病院からの聞き取り内容が記載されている。これらの情報を公開することにより個人の財産権その他正当な利益を害するおそれは認められない。

また、別表 2 に掲げる部分の県担当者の考えの情報の中には、県担当者の疑義 照会者に対する評価と考えられる情報が含まれている。しかし、この評価は個人 に対する一般的な評価であり、いわゆるセンシティブ情報とは認められないこと から、この情報が公開されても個人の具体的な権利や法的な利益を侵害するとま では言えない。

よって、別表2に掲げる部分は、条例第7条第2号本文には該当しない。

また、(3) アで示した個人識別情報を除いた、その他の非公開部分について 検討すると、県が疑義照会者から聞き取りした内容や実施機関の対応等について 疑義照会者に説明した内容が記載されているが、特定の個人の権利利益を害する おそれがあると認められないため、同様に条例第7条第2号本文には該当しない。 ウ条例第7条第2号ただし書きウについて

本号ただし書きウは、当該個人が公務員等である場合、公務員等の職務遂行に関する情報は、行政の透明性・公正性を高めるため、個人に関する情報ではあっても、原則として本号では非公開とならない旨を定めたものである。

異議申立人は、公務員の職務及び職務遂行に関する情報の公開を求めており、本 号ただし書きウに該当するため個人情報であっても公開すべきであると主張する。

しかしながら、当該公文書に記載されている個人の氏名や電話番号など(3)アに掲げた内容は公務員等ではない個人に関する情報であり、条例第7条第2号ただし書きウには該当しない。

### (4) 条例第7条第3号について

本号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由その他の正当な利益を尊重し 保護する観点から、公開することにより、事業を行う者の権利、事業活動その他正当 な利益を害する情報を非公開とすることを定めたものである。

本号の「権利、競争上の地位を害すると認められるもの」とは、法人等又は事業を営む個人の事業活動上保護されている権利又は生産技術・販売・営業に関する情報であって、公開することによりこれらの事業活動に関しその権利を侵害し、又は競争上の不利益を与えると認められるものをいう。また、「その他正当な利益を害すると認

められるもの」とは、直接その権利を侵害し、あるいは競争上の不利益を与えることにはならなくても、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められるものをいう。

実施機関は非公開理由説明書において次のとおり主張している。

本件では、獣医師に関する法令違反の疑義照会について、疑義照会者及び疑義対象者の両者から確認した情報を獣医師法に照らし合わせた結果、法令違反の事実はなく公表するものではない。法令違反に該当しない本件の情報は、疑義対象者に対して、法人として事業を営む上で、競争上の不利益を与えるだけでなく、社会的信用、社会的評価を失墜させる恐れがあるため、条例第7条第3号に該当する。

以下、(3)アで検討し、条例第7条第2号に該当すると判断した情報を除いた非 公開部分について本号該当性について検討する。

ア 「病院名」、「病院代表者名」、「病院所在地」及び「警察署名」について (ア) 疑義対象「病院名」及び「病院代表者名」

実施機関は、獣医師について法令違反があり処分される場合には、処分内容が 農林水産省から公表され、広く公に知り得るものとなるが、本件については、法 令違反の事実はなく、公表されるものではないと説明している。

実施機関が指摘するように、法令違反の事実がないため公表に該当しない本件の疑義対象「病院名」及び「病院代表者名」を公開すれば、法令違反の事実があったかのような誤解を与え、法人として事業を営む上で、競争上の不利益を与えるだけでなく、社会的信用、社会的評価を失墜させるおそれが生ずることは否定できない。よって、条例第7条第3号に該当する。

(イ) 疑義対象以外の「病院名」、「病院所在地」及び「警察署名」

これらの情報と他の公開されている情報とを組み合わせることにより疑義対象「病院名」が明らかとなり、疑義対象病院に競争上の不利益を与えるおそれがあり、条例第7条第3号に該当する。

イ 「やりとりの内容」について

(4)アで条例第7条第3号に該当すると判断した部分を除いた部分については、 法令違反が疑われた事案に対して県が動物病院から聞き取りをした内容が記載されている。病院名が公開されない状況で病院からの聞き取り内容を公開したとして も、疑義対象病院に不利益を与えるおそれがあるとは認められず、条例第7条第3 号に該当しない。

しかしながら、県は動物病院の事業内容を確認するために今後とも聞き取りを行う必要があるため、条例第7条第3号に該当しないと判断した部分は条例第7条第6号の事務・事業情報該当性の問題が残るので、(5)においてさらにこれを検討することとする。

(5) 条例第7条第6号について

本号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務・事業に関する情報について、当該事務・事業の内容及び性質からみて、公開することにより当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合には非公開とすることを定めたものである。また、事務・事業のうち、同種の事務・事業が将来も反復して行われる性質のものについては、当該事務・事業の実施後であっても、これらに関する情報を公開することにより、将来の同種の

事務・事業の適正な遂行に支障が生じるおそれが認められる場合には、本号が適用されることとなる。

実施機関は原決定において、動物病院から聞き取りをした内容が記載された復命書について、やりとりの内容全体が条例第7条第3号に該当するとして非公開としている。また、補足説明資料において、聞き取りした内容が記載された電話録取については、特定の個人の人格等と密接に関連する情報であるとして条例第7条第2号に該当すると判断しており、本号該当性を主張していない。

しかしながら、本事案において県が行った動物病院からの聞き取りは、獣医師法違反の疑いが生じた場合等には、今後も反復して行われる性質のものである。反復して行われる事務・事業に関する情報を公開することにより、将来の同種の事務・事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる場合には、本号が適用されることとなる。本件聞き取りの内容によっては、将来の事務・事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることから、当審査会は、条例第7条第6号について判断を示す。

本件聞き取りは、実施機関が診療拒否及びカルテ開示拒否について獣医師法違反に該当するのではないかとの電話を受けて、違反の事実の有無を確認するため対象となる動物病院において管轄する家畜保健衛生所の職員が任意で行ったものである。

このように実施機関は、両者からの聞き取り内容をもとに法令違反の有無について判断をする必要があり、また、両者からの聞き取りを行った結果、法令違反があったとは認められなくても、誤解を生じさせるような不適切な取扱い等があった場合には、対象となる動物病院に適切な取扱いをするよう促すことも必要となってくると考えられる。

これらを踏まえた上で、当審査会は、原則公開の基本理念に基づき検討した。

本件聞き取り内容を公開することにより県民は、獣医師法違反が疑われるような事案に対して、実施機関がどのように対応したかがわかり、適正に業務を遂行したのかを知ることができる。これは、聞き取り内容を公開することによる利益である。

一方で、聞き取り内容には、動物病院側の率直な意見の部分が含まれている。このような情報を公開することとなれば、今後の同種の聞き取りの際に率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがある。また、動物病院側の発言内容は、動物病院側から聞き取りした内容をそのまま記録したものである。双方(疑義照会者及び動物病院側)の言い分を検証した上でのものではない。このような情報が公開されると、今後同じような状況において、任意の聞き取りをされる者が身構え、正確な状況を把握するための情報を入手することができなくなるおそれがある。

本件聞き取りの性質を考えると、動物病院側の率直な意見の部分を公開することにより、今後、同様の事務・事業を実施する際に、実施機関が法令違反の有無等について判断をする前提となる情報収集に支障を来し、適正に当該事務・事業を実施すること自体が困難となるおそれがある。

よって、公開することによる利益と支障を比較衡量した結果、これらの情報は条例 第7条第6号に該当すると判断した。

ただし、客観的な事実を記載した部分については、公開しても当該事務・事業の適 正な遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるとまでは言えず、条例第7条第6号には 該当しない。

(6) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 6 付言

条例第12条において公開決定等の期限について規定しており、また、同条第2項では、 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、公開決定等の期限を延 長することができる旨規定をし、この場合においては、直ちに書面により延長後の期間 及びその理由を公開請求者に通知しなければならない。実施機関は、本件部分公開決定 をする際に、条例第12条第2項に定める延長の通知をすることなく、決定期限を過ぎて から決定通知書を異議申立人に送付した。このことは、異議申立人の県行政に対する不 信を招く結果となった。

今後、このような事態が起きないよう実施機関においては、条例の適正な運用に努めるよう望むものである。

## 別表1

/3 3 3	ハナまな	八月日・マントンウワイト	
	公文書名	公開しない部分	非公開理由
1	電話(口頭)録取票	「氏名」、「性別」、「電話番号」	2号
	(平成22年6月8日)	「病院名」	3号
2	復命書	「病院名」、「病院代表者名」	3号
	(平成22年6月9日)	上から10行目8文字目から30文字目まで、上	6 号
		から 11 行目 14 文字目から 12 行目最後まで	
3	電話(口頭)録取票	「氏名」、「性別」、「電話番号」	2号
	(平成 22 年 6 月 1 1 日)	「病院名」	3 号
		2ページ目下から2行目 16 文字目から下から	6 号
		1行目5文字目まで	
4	電話録取票	「氏名」、「性別」、「電話番号」	2号
	(平成 22 年 8 月 4 日 13 時 10 分)	「病院名」、「病院所在地」	3号
6	電話録取票	「氏名」、「性別」、「電話番号」	2号
	(平成22年8月6日11時40分)	「病院名」	3号
7	電話録取票	「氏名」、「性別」、「電話番号」	2号
	(平成22年8月6日14時15分)	「病院名」	3号
8	会議等復命書	「氏名」	2号
	(平成22年8月6日)	「病院名」、「病院代表者名」、「病院所在地」	3号
		下から 13 行目 20 文字目から下から 12 行目最後	6 号
		まで、下から7行目最初から6行目最後まで、	
		下から3行目最初から最後まで、下から1行目	
		12 文字目から最後まで	
9	復命書	「氏名」、2ページ目下から9行目最初から下	2号
	(平成22年8月9日)	から5行目最後まで	
		「病院名」、「病院代表者名」、「病院所在地」、	3号
		「警察署名」	
		2ページ目	6 号
		上から3行目21文字目から上から4行目最後	
		まで、上から7行目39文字目から上から8行目	
		4 文字目まで、上から 10 行目最初から 11 行目	
		最後まで、下から 12 行目最初から下から 11 行	
		目最後まで	
10	電話録取票	「氏名」、「電話番号」	2号
	(平成22年8月10日)	「病院名」	3号
(5)	電話録取票	※全部公開のため公開しない部分は無い。	_
	(平成22年8月4日15時40分)		

## 別表2

公文書名	非公開部分
電話(口頭)録取票	2ページ目最後から2行
(平成22年6月11日)	
電話録取票	22行目以降に記載されている手書きの部分2か所
(平成22年8月6日11時40分)	
電話録取票	最後から3行
(平成22年8月6日14時15分)	
会議等復命書	最後から2行
(平成22年8月6日)	
電話録取票	最後から3行
(平成22年8月10日)	

(諮問第121号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内容
平成26年 6月27日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成26年 7月15日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成26年 8月 5日	異議申立人から意見書を受理
平成26年 8月21日 (審査会第1回目)	審議
平成26年 9月11日 (審査会第2回目)	審議
平成26年10月16日 (審査会第3回目)	審議
平成26年11月13日 (審査会第4回目)	審議
平成26年12月19日 (審査会第5回目)	審議
平成27年 1月 5日 (審査会第6回目)	審議
平成27年 2月19日 (審査会第7回目)	審議
平成27年 3月19日 (審査会第8回目)	審議
平成27年 4月 3日	島根県情報公開審査会が実施機関に対して答申

## (参考)

# 島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備考
永松 正則	国立大学法人島根大学法学部准教授	会長代理
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長
マユーあき	島根県立大学短期大学部教授	
丸山 創	弁 護 士	
横地 正枝	行 政 書 士	